

○議長 内海 猛年君

まず7番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

7番、公明党の松岡でございます。通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

件名1、災害対策についてお伺いいたします。

最近ですね、地震のほうが石川県、千葉県のほうでありまして、被害が出ているところでございます。また、東海地方やその他についてもですね、甲信も含めて豪雨災害の危険性があるということで、雨が降りまして心配されるところでございました。

今年も梅雨期に入っておりますし、台風の発生も3号まで出ている状況にありまして、気象庁につきましては、予報によりますと局地的な大雨が予想するというような可能性もあるということでもあります。今後ともですね、線状降水帯が停滞することによりまして、災害の発生が懸念されるところでございます。そこで事前災害対策について、事前の対策が十分に取られているかどうかについてお伺いしていきます。

要旨1、災害対策の充実についてですけれども、まず、防災訓練ですが、我が町の実施計画によりますと5年度から7年度の計画が策定されてまして発表されておりますが、その中で定期的な防災訓練の実施についての記載等もございます。ただし、具体的な内容は計画の中には盛り込んでおられません。そういうことでもありますけれども、内容については必要な訓練項目を明確にしてですね、計画的な訓練が実施されることが望ましいかと考えます。

そこでお伺いしますけれども、今年度の防災訓練計画がどのようになってるか内容をお聞きいたします。よろしく申し上げます。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

今年度の防災訓練はどのような計画かについてお答えいたします。

町民を対象とした訓練は2回を計画しております。現在、6月24日の土曜日の午前中に大雨・洪水避難訓練を実施するよう、自治区と調整を行っているところでございます。訓練の内容としましては、安全な避難行動の習得、安否確認を通じ要支援者の支援行動に関する問題意識の向上、自治区長等の戸別受信機の操作、要領の向上、職員の避難所開設及び対応・訓練を主眼に置いて実施します。11月の中旬に地震津波を想定した避難訓練を実施したいと考えています。

また、訓練ではございませんが、防災意識を啓発する上で各自治区からの要請に基づいた出前講座を行うようにしております。避難のタイミングを考えるマイ・タイムラインの作成を考えており、防災意識の向上につながっていくと考えております。職員に対して防災意識の向上を図る

令和5年第2回定例会（松岡泉議員一般質問）

ために、外部講師による研修会を行うようにしております。これまでに町が助成し習得した防災士についても、4月に芦屋町の災害の状況等について研修会及び意見交換を行い、地域の防災リーダーとして資質向上を図ったところでございます。今後も定期的に集まり、芦屋町の災害対策や訓練等について意見交換を行っていきたいと考えております。その中で、1つでも何か形にできる事業ができることを期待しているというところでございます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、答弁がございましたように、実施する訓練項目ということで具体的に答弁をいただきましたが、私自身もですね、事あるごとにマイ・タイムラインの作成について取組を依頼しているところでもありますけども、今回もその中で、出前講座の中でタイムライン作成をしっかりと町民の皆さんに理解をしていただくというようなことで取り組んでおるといことで評価できるかなと思いますが、こういったですね、今、説明がございました引き続き継続的にですね、行わなければならない訓練も確かにございます。

しかしながらですね、災害の対応を取りまして中核となる対策本部の演習、それから職員さんの訓練、こういったものが重要になってくると思いますけれども、こういった訓練を充実させる必要があるかと思っておりますけども、早期の着手が必要と考えますけどもこの点はいかがでしょう。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

災害対策本部の演習や職員対応訓練の実施につきましては、重要な訓練であると認識しております。

今年度は職員に対して防災意識の向上を図るための研修を行うようにしておりますので、次年度は松岡議員が、今、提案されております訓練等について検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今後ともですね、訓練の充実が図れることを期待したいと思います。

続きまして水害対策についてですけども、今回も当然、大雨が降る可能性がございます。そう

令和5年第2回定例会（松岡泉議員一般質問）

いったことで町としてですね、側溝等の清掃等が行われているかと思えますけれども、この対策はどのように行われているのかお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

水害対策につきましては、農業用水路等については産業観光課、道路や雨水排水等については都市整備課が主管となるので、状況に応じて対応していくようにしております。

産業観光課につきましては、汐入川を農業用水として利用しており、幹線・支線を問わず堤体の老朽化に伴う機能低下が著しく、農業水利施設保全合理化事業において汐入川の全面改修を行い、川底の土砂もしゅんせつをしております。このことにより汐入川から遠賀川へ流量がスムーズに流れるようになり、水害対策の一環となります。また、その他農業用水路も状況に応じ、しゅんせつを行うことにより、同じように水害対策の一環となります。

都市整備におきましては、山鹿のテニスコート上付近が豪雨の場合に道路冠水が発生しているため、大君第2雨水幹線改修工事を行い、雨水を速やかに排水することができるように整備したところでございます。また、船頭町雨水幹線の中に堆積した土砂等の除去も定期的に行っているところでございます。以上のように、都市整備課においても工事やしゅんせつ等を行うことにより、水害対策の一環となるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

対策もですね、しっかりと取られていることだと思いますので評価できるわけですが、線状降水帯の発生によって今後ですね、内水氾濫と言って、排除できないようなことも当然考えられるわけでありますので、安心することなくですね、これは注意深く見守っていただきたいと思えます。

次に、浸水可能区域の水位計の設置についてですが、事あるごとに私も一般質問の中でこの水位計の設置の要望をしております。この対応状況についてお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

浸水可能等の水位計の設置につきましては、浸水可能区域の水位計の設置につきましては、遠賀川右岸側の山鹿河畔公園から汐入川一帯が堤防高不足のため重要水防箇所と指定されており、

令和5年第2回定例会（松岡泉議員一般質問）

西川においても東小学校の上流左岸側が一部堤防高不足と指定されているため、遠賀川河川事務所にて水位計の設置はできないかと確認を行ったところ、遠賀川流域の水位観測所は中間と日の出橋で観測しているので、その水位の状況をインターネットで判断をお願いしたいとのことで、芦屋町の重点水防箇所にて水位計を設置することは難しいとの回答でした。西川については祇園橋にて水位計を設置しているので、その水位の状況をインターネットで確認していただきたいとの回答でした。汐入川につきましては、芦屋唐戸橋にて福岡県土整備事務所が水位計を設置しているということだったので、その水位の状況はインターネットで確認ができるという回答でした。

芦屋町内の浸水可能区域等の水位計の設置につきましては関係課と協議を行った結果、近年、大きな水害・浸水も発生しておらず、早急に浸水が想定される区域に水位計等を設置することまでは至らないのではないかとという結果となりました。そのため出水期、ゲリラ豪雨、台風等の豪雨が想定される場合は消防団や職員が浸水等想定される区域を巡回し、情報収集を行っていきます。浸水等が発生しそうな場合には速やかに戸別受信機や防災メールまもるくん、ふくおか防災ナビまもるくん、ヤフー防災アプリなどを活用し町民へ情報提供を行い、早期の避難へとつなげていきたいと考えております。浸水区域に水位計を設置しないことについては御理解をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

答弁としては難しいんじゃないかというお話でしょうけど、災害対策の基本はやっぱり自助、それから共助が中心だと思うんですね。今お話があったのは、どちらかというと公助側からの取組状況だと思うんですね。私はやはり自助、共助というところにやっぱり力点を置いて、住民の皆様がそれを見てですね、判断する基準がどっかになれば早期な対応は取れないんじゃないかと思うわけですね。そういう観点からしますと公助ばかりで、インターネットを見たらどうかというお話がありますが全員がインターネットを見れるわけではないし、ましてや消防団の方たちに見てもらって連絡しようと思って、今、戸別受信機も設置されておりますけども全員に伝わるわけでもないわけですね。

そして自主防災組織がございます。そういったところは、どちらかというと常日頃から見ると、この量を超えたら自分たちは逃げるんだとかそういったマイ・タイムラインの下で、基準となるものが何かないといけないと私は思うわけですね。そういう視点からすると、もう一度ですね、再考していただければいいんじゃないかなと思います。

続きまして要旨2に移らせていただきますけれども、防災・減災に関わる研修等への参加状況

です。

先日行われました5月14日の飯塚での遠賀川総合水防演習、これについては町長が副総裁で出席されているということでありまして、それ以外の方はほとんど出られてないんじゃないかと思います。それから社協のほうでは、参加して研修を行いました災害・防災ボランティア活動の一環となる防災センターの運用についての講習もございました。芦屋町からは、そういったものには出ておりません。そういうことであります。

防災に関わる研修の参加状況はどうなってるかお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

研修会等の参加状況につきましては、昨年まではコロナ禍によりほとんど研修会が開催されていないため、参加はなかなかできてない状況でございます。本年度につきましては、総務課へ研修会等への案内があったものにつきましては参加するようにしていきたいと考えております。また、災害ボランティア等の研修につきましては社会福祉協議会が窓口となりますので、研修会が開催される場合には参加していただくよう依頼していきたいと考えております。

そのほかは、防災士のスキルアップのための研修会が年1回開催されていますので、対象者に案内をし、受講を促しています。昨年2月に職員と会計年度任用職員を対象に普通救命講習を行い、心肺蘇生法やAEDの使用方法等について基本的な技能を習得したので、災害時及び突発的な傷病者への対応能力の向上を図ると考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、説明がございましたけど、私はですね、できれば消極的な立場ではなくして、担当課のほうで、こういった防災に関する情報についてはですね、積極的に入手していただいて取組を充実させていただきたいというのが私の考えなんですよね。やはりそういったですね、こういった機会ってめったにないと思うんですよね。町でも防災訓練をやって、いろんな方に理解していただくということをやっているわけですけど、こういった多くの自治体、広域でやる演習、それから先進地がいろんな取り組んでいるそういった防災対策、こういったものはやっぱり情報源としてしっかり皆さん行政のほうで受け取ってもらって積極的に働きかけてこちらから、そういった情報の下で防災対策をいかにやっていくかということが重要なことだと思うんですよ。だから、できたらですね、参加してほしいんですね、私は。そういうことが防災対策の重要な観点ではない

令和5年第2回定例会（松岡泉議員一般質問）

かなと思うわけです。

そういう意味からすると今後のですね、案内されなければやらないというような考えじゃなくして、訓練研修等への参加は積極的にやるんだと、この点いかがでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

積極的に訓練の参加に、というところの御要望でございます。

職員にとって有益な研修につきましては業務に支障のない範囲で参加させていきたいと思えますし、町民の方々もいろんな訓練に参加できるっていう情報があれば、それを区長会を通じてとか情報を流していくというところもちよっと考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

私もこういった研修に私自らも防災士として参加をしておりますので、社協にもおりますので、先日ボランティア活動のセンターの運営についても、いろんなところで災害が起こるたびにですね、防災センターの運用っていうのは非常に厳しい、大変だなというのは皆さんも御理解していただいとてるとこだと思うんで、いろんな学ぶ点も多いですね、今回の遠賀川の水防訓練なんかでもですね、見てみますと、中身の中で体験コーナーというのがあって、実際その町民の皆さん、住民の皆さんがそこに行って災害の体験ができるような企画もあったわけですね。

そういう点からするとめったに、皆さんは芦屋町では28年ですか、昭和28年の水害のときの経験しかなくて、ほとんど経験されてない。そういった追体験ができるような場所に行くというのは重要なことじゃないかなと思いますので、貪欲にですね、そういった研修等の参加についてはですね、検討していただいて、参加していくように努めてもらいたいと思います。

それでは要旨の3に移りますけど、被災者台帳ですけれども、被災者支援システムの導入・運用についてです。

これはですね、被災者台帳は災害発生の際に被災者の援護を総合的・効果的に実施するための基礎となるものです。これは災害対策基本法の90条の3項の1項にですね、市町村が作成するようになってます。これは災害が発生しないとなかなか要らないわけですが、災害が発生してこのシステムを作成するとなると、大変なことになるんですね。

行政の皆さんは町の防災対策のほうで支援に当たったりするわけで人手が割かれるんですけども、そういった中で終わった後にすぐにですね、そういった罹災者証明を発行して被災した人た

令和5年第2回定例会（松岡泉議員一般質問）

ちをまとめてどういう支援をするかってなったときに、それから始めたんでは遅いんですよね。だからこういったものを、先進地じゃないんですけど経験をした兵庫県の、これは西宮の職員さんが阪神・淡路大震災の後に「こういったものがあつたら。」ってことでつくってくれてるんですけど、総務省としてそれを各自治体のほうに、「そういったものがあります。いろんなチェックリストがあります。そういう台帳のプログラムシステムをつくりますよ。」ということで案内してくれてるんですけど、これは町に聞きますとシステムを構築されてないという状況なんですけど、その理由と導入の考えについてはいかがですか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

導入につきましては、クラウド型のシステムという形の中で国のほうが構築をしているという状況でございます。その中で今後、その導入につきましては住民基本台帳とかがベースというふうになりますので、今現在、国がつくっているシステムの優位性なんかを確認しながら、費用対効果等を検討しながら、今後導入については調査研究していきたいというふうに考えております。

なお、マイナンバーを持っている方につきましては、今言われました災害が起こったときの罹災証明につきましては発行できるような形になっておりますので、支援者の手続等を行って罹災証明の発行ができることはオンラインでできるようになっておりますので、今後この周知につきましては広報で行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今紹介しましたシステムはですね、先ほど言いましたように西宮市の職員さんが当時の阪神の大地震後にですね、そういったプログラムをつくってくれて全国に展開をしていると。これもですね、導入している自治体もあるということで聞いております。しかしながら実際には使わないことがあるから、もうほとんど、システムは入ってるんですけども運用がほとんどされてない。災害が発生しないし、そういったことがなければ使うことはないわけですね。そうした場合、システムは入ってるんだけども使ってないから、実際になったら使えないってこともあったということらしいです。

そういう観点からすると私たちのこの防災対策というのは、やはりそういった準備をするということと、そのあとのフォローですね。これはやっぱりやっていかなくちや。備品の備蓄なんかもそうだと思うんですけど、ただ入れたけどもう、備品は持ってるんだけど、もうこれ有効期

限を過ぎてるといふようなことがあってはならないわけですね。

ただし、やはり私が思うのは、防災対策は、やはりいつでも起こることを念頭に置いて準備をすることが重要かと思うんで、この点は町として公助の視点からですね、しっかりとやっぱり取り組んでいっていただければというふうに考えますので、今後ともですね、私も微力ながら防災士でありますので、何かできることがあったらまた一緒にですね、準備体制を整えていきたいなというふうに考えております。

それでは件名2に移ります。件名2はですね、障害者支援についてであります。

芦屋町はですね、障害者計画、それから障害福祉計画に基づいて各支援事業は計画的に推進されていると考えてますし、私もそういった委員会にも参加しておりますので頑張っていたかと思っておりますが、共生社会実現に向けてですね、さらなる充実は必要かと思っております。そういった中で今回、要旨1ですが、生活環境に係る整備状況についてです。

これは、今回はですね、点字ブロックについて聞きたいんです。実は点字ブロック、私も一般質問で聞いたことがございます。大体の状況も分かっておりますが、先日、町のほうにこうやって向かって歩いておりましたら、役場の前ですね、国道の歩道のところが整備されてました。県整備でやっていただいているかと思うんですけど、そうしたところ、点字ブロックをこう大事に積み上げて、こう並べてくれてたんですよ。それはいいことだなと思って。町役場から正門町のほうに向かっていくと道路が狭いので、あそこだけないんですよ。ないところもあるんです。

そういうがあるので、「どうかならないかな。」といつもちょっと思いながら町の中を見てるわけですけど、点字ブロックの県や町の整備計画はどのようになっていますか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

それではお答えいたします。

県における点字ブロックの整備計画としましては、福岡県福祉のまちづくり条例に整備基準を示しております。その整備基準とは、公共交通機関の旅客施設等と視覚障害者の利用の多い施設等を結ぶ歩道等に、必要に応じて点字ブロックを設置することとしております。

次に、町における点字ブロックの整備計画としまして具体的に整備予定箇所を示した計画はございませんが、芦屋町障害者計画において、障害者の方が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るためのバリアフリー化の推進として、計画的に道路のバリアフリー化を進めるとともに県道等の整備についても県に働きかけを行いますというふうにしております。これに基づきまして、町内の公共施設や道路工事の際には必要に応じて点字ブロックを設置しております。また、県が所管の道路工事等であれば県と協議の上、必要に応じて設置すると

いうことにしております。

近年では、先ほど松岡議員からありましたように、役場前の道路、それと役場の駐車場内など、それと芦屋中央病院下の交差点、それと町民会館前などは工事に合わせて点字ブロックを設置しているところでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、答弁がございましたように、具体的に整備箇所を示した計画は町としては持っておられないということであります。私はここではちょっと残念だなと思うんですけど、私は障害者の皆様の目から見ますとですね、やはり町としては整備目標を持っていただきたいと私は思うんですね。

これはどういうことかということ基準が今、御説明がありました。県としても、どうだろう、この国から示されている基準もでございます。大きな町はそういった目標なりが定めやすく、そういった施設の中心からどのぐらいっていう形で示しやすいんですけど、芦屋町はそういった観点からすると、ちっちゃな町コンパクトな町なので、そういった目標は定められるかということ私はちょっと難しいかなと思うんですが、行政としてどうですかね。そういったエリアをやっば示してから、目標を持って今回はここまで来て、今どこの辺りがまだ整備が至ってないかという把握をしていただくようなことが必要じゃないかと。

先ほどありましたように障害者の皆様のそういった暮らしやすい生活、安心な生活を保障する点からすると、そういったことをしっかり担保してあげる必要があるんじゃないかと。町としてはそういった義務づけがあんまりないんだけど、どうでしょうか。このエリアだけは行政としては目標を持って整備していこうじゃないかという、そういった整備構想があつてしかるべきだと思うんですけど、この点はいかがですか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

今、松岡議員からお話もありましたとおり、国の整備方針として基本構想などバリアフリー法というものがございまして、その中で高齢者の障害者が日常生活において利用する旅客施設、公官庁施設、福祉施設の相互間の移動が通常徒歩で行われる地区などは重点整備地区というふうに定めて、移動の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に係る基本構想を作成するよう努めなさいというふうに、確かにそのように明示されております。

今、松岡議員からも言われたとおり小さい町ということもございまして、現時点では、公官庁

令和5年第2回定例会（松岡泉議員一般質問）

施設、福祉施設を重点整備地区としてゾーン分けできているものは確かにございませんので、基本構想の策定までには至っておりません。でも松岡議員が言われるとおり、町の将来的な基本方針を示すものとして、基本構想とまではいきませんが具体的な整備箇所、こちらのほうを示して今後検討していくということは、今後の検討課題というふうに考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、答弁がありましたように、やはり町としてもですね、国とか県の基準には満たないところがあるかと思うんですけど、先ほど申しましたように、やはり行政側としてですね、そういった障害者の方に対してですね、暮らしやすい安全な町を提供していただければよろしいかと思えます。これは町長のほうからもそういった施政方針、マニフェストもございますので、しっかりと取り組んでいただければと思います。

要旨2に移ります。次は生活支援の充実についてであります。

ここでちょっとお願いしたいのは障害者ですね、免許取得助成についてであります。

多くの自治体はそういった免許助成をやっているというふうに聞いております。そこで周辺の自治体の助成状況、町の助成状況はあるのかどうか、その点お願いします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

障害者の免許取得に係る補助としまして現在、芦屋町の状況を申しますと、芦屋町では実施しておりませんが、障害福祉サービスの補助制度としましては障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、市町村が実施する地域生活支援事業における1つの補助メニューにはなっております。ただし、この地域生活支援事業には必ず実施しなければならない必須事業というものと、地域の実情に合わせて市町村の判断で独自に実施することができる任意事業というものがあります。今この自動車運転免許証に関する補助制度、こちらのほうは任意事業のほうに当たるため芦屋町では現在実施していないという状況でございます。

今、県内の助成状況についてはということですので、県内60市町村のうち42の市町村で助成制度がございます。なお、郡内4町は当該補助制度は実施しておりません。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

令和5年第2回定例会（松岡泉議員一般質問）

今の数字を皆さんどうお考えになりますでしょうか。

県内60市町村で42の市町村で助成制度がございます。これはですね、障害者総合支援法の第77条の規定によって設けられているもので、今のところ説明では「任意事業ですから。」というお話でしたけれども、42の市町村がこの助成をやっているわけですけども、この点どうなのかと私は思うわけですね。そういった障害者に対して手厚くやっける町としてはいかがでしょうか。まず、ニーズは把握しているかお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

ニーズということで、芦屋町のほうでこれまで障害者の方から免許取得においての問合せ等はあってませんので、具体的なニーズというもので把握しているものはございません。

しかし、県内で実施している市町村につきまして芦屋町と同規模のところに確認したところ、ほとんど申請がなく、あっても年間1件程度という回答は得ております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

当然ですね、免許取得の話ですので障害者の方を勘案すればですね、そんなに多くはないわけですよ。芦屋町に至っては人口も少ない状況でありますし、多くの方が障害をお持ちでそういった方が申請されるってことは当然考えられないわけでありましてけれども、そういった中でありますけれどもですね、1人の人を大事にするかどうか問題だと私は思うわけですよ。

障害者の方ですね、今度、社会へ進出して頑張りたい。もう独り立ちしたいっていうことを、巣立っていく方ですよ。町はそれをどういうふうに見守るんですか。だから42の市町村でこういうふう補助してるわけです。同じように「たった1人だった。」、たった1人じゃないんです。

「1人の方が。」ですよ。そういう姿勢が私は要るかと思うわけです。

任意事業でありますけれども、そういうことがあってもですね、1人の方に光を当てるようなですね、事業展開を私は町はやるべきであると考えますので、今後もですね、しっかりとその辺りを考えてもらいたいですけど。補助制度の考えはどうですか。お願いします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

今年度、芦屋町の障害者福祉計画に関する施策の基本となる障害者計画を策定するに当たりま

令和5年第2回定例会（松岡泉議員一般質問）

して、現在アンケート調査や障害者施設事業者に対してヒアリングを行っている状況でございます。この中で、今後実施する障害者施策に対してどのようなニーズがあるのかを確認、今把握しているところでございます。

なお、障害者運転免許証の助成も含めまして、芦屋町において今後どのような施策が求められているのか最適なサービスは何なのかを念頭に、今後実施する障害福祉サービスを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

それでは3件目に入らせていただきます。3件目は子ども・子育て応援プランについてでございます。

子供をど真ん中に据えた社会の実現に向けた取組が国を挙げて始まりました。町は子ども・子育て支援事業計画を策定しまして、施策を行っているところであります。国の法律が制定されたところでもありますので、さらなる充実が求められております。今回ですね、4月1日にこども家庭庁が設置されまして、同日基本法が制定されました。そこでお伺いいたします。

法律の制定の意義・背景、それとこの法の特質についてお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

それではお答えいたします。

まず法律制定の背景としましては、これまで子供に関する施策については、国を挙げて待機児童対策や幼児教育・保育の無償化など、様々な施策に取り組まれてきたところでございます。しかしながら、残念ながら少子化の進行、それから人口減少に歯止めがかかってない状況でございます。また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど子供を取り巻く状況は深刻であり、新型コロナウイルス感染症の影響がこのような状況に拍車をかけました。このため国は常に子供の最善の利益を第一に考え、子供に関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて強力に進めていくことが急務であるとの認識の下、こども基本法が制定されたものと認識しております。

また、この法律の意義としましては、日本で初めて子どもの権利を包括的に明記したことでございます。従来、諸法律に基づいて国の関係省庁、地方自治体において進められてきた子供に関する様々な取組を講じるに当たっての共通の基盤、つまり、子供の施策の基本理念や基本となる事項が明らかとなり、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくこととなるものと

考えております。

また、この基本法の特質としましては第1に、子供の施策の基本理念として1989年に国連で採択され、日本は1994年に国会で批准した児童の権利に関する条約のいわゆる4原則に相当する内容を含む全6項目の基本理念を規定していること。第2に、こども施策を策定、実施、評価するに当たり、施策の対象となる子供や子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させることを規定していること。最後に、こども基本法と児童の権利に関する条約の内容や考えを、子供をはじめ広く国民に周知することを規定していること。こういった点に特質があるものと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今の答弁にございましたように背景等を含めてですね、意義等も説明していただきましたけど、基本理念のところ、やはり今までも権利条約の中でもうたわれておりました内容は基本法に盛り込まれたという点が大きな特質、特徴じゃないかと思うんですね。我が町も施策をいろいろ巡らして計画の中にもその文言は、入るのは入っております。しかしながら、今回の基本法の基本理念の第3項にこうあります。「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。」これも施策の中には書いてあるんですけども、ちょっとその辺りはどうかと思うわけですけども、特筆して大きな点はこれが中心かなと私は思うわけです。子供たちが表明権を表すことができ、それを町の行政等に生かしてもらうように参画すると、そういった内容だと思います。

それではですね、要旨2に移りますが、町の課題と対応についてですけども、先ほどから申していますように、町はしっかりと計画を策定して取り組んで子ども・子育て支援に取り組んでいます。そういった環境にありますけども、子供たちを取り巻く環境はどのように変わってるのか、それについてまずお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

それではお答えいたします。

いじめや不登校、貧困、児童虐待、孤立などといった課題を抱えたまま、子供たちは助けを求められない、環境を変えることを諦めてしまう、自分が置かれている状況の異常さに気づけていな

令和5年第2回定例会（松岡泉議員一般質問）

いなど、全国的に子供たちを取り巻く環境は深刻さを増しているものと認識しております。

幸いにも、当町におきましては急増しているような状況にはありませんが、把握できていない実態もあろうかと思いますので、引き続きですね、子供たちを取り巻く環境に注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

芦屋町はですね、比較的そういう面からすると全国的にはですね、悪化傾向にあるのはもう皆さん報告されているところだと思うんで、虐待も自殺も増えていると、そういった子供たちの貧困、それからヤングケアラーの問題、子供たちを取り巻く環境は1つも改善されてない。ただし、芦屋町については不登校の話も先般の一般質問でもございましたように全くないわけじゃなくて、ある程度問題もあるかなと。取り組まなくちゃならない問題も課題もたくさんあるということであります。

先ほどから申していますように、子供の支援事業計画はしっかりと取り組まれて計画的には推進されているということでもありますけども、今の全国的な状況、深刻な状況を踏まえて、町のこの計画ですけど、成果と効果はどの程度なのか、どのように認識しているのかまずお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

現在、芦屋町におきましては、令和2年3月に策定した芦屋町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子ども・子育てに関する施策を総合的・一体的に推進しているところでございます。

支援事業計画では、基本理念としまして「子ども一人ひとりが輝き 親も地域も子育てするまち～芦屋の子どもは、芦屋で育てる～」を掲げまして、1. 子どもと親の健やかな育ちを支える。2. 子どもと親が安心して生活できる。3. 子どもの権利を守り自立を支える。4. 子どもと親がともに学び育つ。5. 地域全体が子育てを支え見守る。という5つの基本目標の下、子ども・子育てに関する施策を展開しております。具体的には子供と親の健康づくり、地域の多様な子育て支援サービスの充実、子育て家庭への経済的な支援、子供の貧困対策の推進等を実施しております。

また、支援事業計画の効果でございますが、令和5年3月発行の芦屋町コミュニティ活動状況調査結果報告書におきまして、児童福祉、子育て支援の充実、健康づくり事業の充実等の項目の

令和5年第2回定例会（松岡泉議員一般質問）

満足度は、前回調査の令和元年度と比較しまして高くなっております。この結果がですね、全て支援事業計画の効果であるということではできませんが、支援事業計画に基づく施策の展開がこの結果の一翼を担ったものと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

町が推進します計画に基づく施策で一定の効果があるというふうに今、答弁であったとおりでというふうに私も思います。

そういった中でありますけれども、今ありました施策の中の基本方針の3項ですね、3. 子どもの権利を守り自立を支える、そういったこともしっかり取り組んでおりますということでありましたけれども、先ほど基本法の基本理念のところでも申しましたように、子供の表明権、権利を守る、そういった施策に対する参画、そういう点を考えますと、まだこの計画に盛り込まれてる内容も一部やっぱり見直しとか、今回の基本法に基づいて新たな取組を強化していかなければならないことも多々あるんじゃないかなというふうに考えるわけです。

要旨3に移りますが、これも私も子どもの権利条約の点を一般質問させていただいたときに、子どもの権利条例をつくってはどうかということを提案させていただきました。その件も含めまして、これはですね、子供たちのこういった育成についてですね、施策の法的根拠となるのはやっぱりそういった町ですね、条例じゃないかと思うわけですね。やっぱりそういった位置づけからすると条例があったほうがいいんじゃないかと思うわけですけど。

それでまだまだですね、他の自治体でも十分に広がってるわけじゃありませんし、今回の基本法の設置に伴ってその動きがどうかという点も当然考えられるわけですけど、今、全国的に見てこの条例の制定状況はどのようになっているか、まずお伺いしたいと思います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

まず、松岡議員御質問の子どもの基本権利条例、いわゆる子どもの権利に関する総合的な条例につきましては、国や県でですね、調査等がちょっと行われておらず、また名称につきましても、子どもの権利条例、こども基本条例、こども条例など様々でございます。制定数等は正確に把握できていないといったところでございます。

このため、私が調べた範囲ではありますが、一般財団法人地方自治研究機構のホームページに

令和5年第2回定例会（松岡泉議員一般質問）

よりますと、令和4年10月現在で全国です、62自治体、福岡県内においては60市町村中9市町が制定しているといったような状況でございます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

数的にはちょっと少ないかなと思われるわけですが、私が一般質問したときにも答弁をいただいて、そのときの答弁はですね、「基本法ができるということが大前提じゃないか。」という御答弁でありました。

今回4月1日に基本法ができて、まだできたばかりでありますので、そういう点からするとどうか。あまり拙速にですね、条例制定ということも言えないかなと思うんですけど、一般質問の答弁の中で、「国の動向を注視して、今後検討していきますよ。」という話だったんですね。そういうことで今回いい機会になって、こども家庭庁もできて社会のど真ん中に子ども・子育て支援を置こうじゃないかという動きですよ。日本の国が今後どのように進むのか、そういった子供たちがどのように育ってくれるか、国の将来を担ってくれるかどうかによって、我が国もどうなるか、芦屋町がどうなるかっていうのも決定づけられるわけですが、そういうことで制定をしたらどうかということ言ってるわけですが。

今日、資料を配らせていただいております。これですね、ユニセフの子どもにやさしいまちの構成要素なんです。

10項目設けられておるんですけど、実はですね、10項目の10番目はあんまりちょっと、子供が取っつきにくいところなんです、1、2、3、4、5、6、7、8とありまして、実は芦屋町のこの施策ですね、子ども・子育て支援計画は実際にやってまして、ここに書いてある3、4、5、6ですね。子どもの権利を保障する施策も一応やってるんですね。子どもの権利部門または調整機構もありますし子どもへの影響評価、こういったところも子供に関する予算もつけてもらってます。ところが、一部欠けてるところがあるんですよ。それが1、2、7、8、9と、こういったところなんです。これが今回の新法で、基本法で設けられたところの強化してほしいという観点でありますし、権利条約で言われてる基本的な重要なところでもあります。

先ほどから何回も言ってるんですけど、芦屋町も全く子どもの権利については放置してるわけじゃないです。ただ、今回の基本法の中核となるところがそこにあります。「今後、そういった取組が必要じゃないですか。」ってことを私は言いたいんですよ。いい例を挙げますと、町の育成会議もございますし、子ども・子育て支援会議もあります。そういった中で、子供たちの意見がそこにどのくらい盛り込まれているのか、子供たちが参画しているのか、子供たちの意見は拾わ

れてるのかが問題なんですね。そういうことが今後の芦屋町にとっての課題ではないかということで、このユニセフが挙げてるこどもにやさしいまちはどういったものかっていう構成要素をここに出させてもらってるんです。これがそろえばですね、子供たちの健やかな成長が期待できるんじゃないかということで提示させていただきました。今後の方針の中で少しずつでもですね、前向きに取り組んでいくことができればいいなと思うわけであります。

そういったことで、この時点でちょっとお伺いするのもどうかなと思うんですけど、子どもの権利条例の制度の考えについては、方向性としてはどうなのか、これは執行部側の担当課のほうに聞きたいと思います。お願いします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

先ほど松岡議員からもありましたとおり、これまでですね、芦屋町としまして子どもの権利に関する総合的な条例について、一般質問でお答えをさせていただいてるところであります。

その中で子ども・子育て支援事業計画を策定してですね、配慮が必要な子供と家庭への対策を講じており、子どもの権利を踏まえた具体的な計画を策定し進めているため、条例制定については特に考えていないとか、またですね、まず国が基本法の整備を行い、それに基づき自治体が条例制定を行うことが事業を広域的かつ円滑に進めていく上で最良の手段であると考えています。ですので、今後は国の動向に注視して条例制定等について検討していきたいといった答弁をさせていただいているところでございます。

先ほどからですね、説明をさせていただいておりますが、令和5年4月1日からこども基本法が施行されるとともに全国的にもですね、先ほどの子どもの権利に関する総合的な条例を制定する自治体が徐々に増えてきている状況でございます。しかしながら、こども基本法は施行されたばかりでございます。今後、こども基本法に基づきまして、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めるこども大綱が制定されることとされております。このこども大綱はですね、従来の少子化社会対策大綱、それから子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を1つに束ね一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込み、閣議決定される予定でございます。この始まったばかりの状況でございますので、国や県、他市町村の動向等に注視して条例制定の必要性等も含め、引き続き調査研究をさせていただきたいと考えております。

なお、子どもの権利に関しましては先ほど松岡議員ありましたとおり支援事業計画に盛り込まれておりますので、当面はですね、その中でしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

政府が示す大綱、今後、県がつくる大綱、芦屋町についてはですね、努力義務でその大綱ができた後、作成することができるという法律になります。

そういうことでありますけども地方自治法からしましてですね、この条例制定についてもうつくってる自治体も、少ないでありますけども徐々に増えつつある。それは何でかということ、やはりこういった地方自治について町もですね、国と同等の資格が今、法の改正によってなってるわけですね。だから、あくまでも追随するっていうのはもう基本的に、しなければならないことは当然あります。上級法に基づいて、芦屋町としてそういった施策、条例を制定するっていうのがあるんですが、こういった権利とか皆さんの生活に直結するような内容についてはですね、もう地方自治の、町としてですね、どんどんいいものは取り入れるように考えるべきでありますし、大綱を待ってやるとかいったことはですね、飛ばしてやらないけんとは私は思うんですね。だから町としての権限があるんで、町長からですね、検討してもらいまして、前向きにと思います。

それでは要旨4に移りますけど、そういうことで、子ども・子育て支援の施策の方向性、主要なポイントはどのようになりますか、今後。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

先ほど説明させていただきましたが、芦屋町子ども・子育て支援事業計画の5つの基本目標の実現に向け、様々な取組を実施しているところでございます。

今現在行っている主要な取組としましては、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図るため、子供に係る医療費の負担軽減、学校給食費の半額補助などを行っております。また、全ての子供とその家庭及び妊産婦等の支援のために、令和4年4月に子ども家庭総合支援拠点を健康・こども課内に設置しまして、専門的な知識を有する職員による相談体制を構築いたしております。さらに子供の居場所を兼ねた学習支援の場の提供や、子供の貧困対策を推進するためこども食堂を支援するための補助金の交付等を行っております。

なお、令和4年6月に制定しました改正児童福祉法を受けまして現在、健康・こども課に設置しております子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを統合し、全ての妊産婦、子育て世帯、子供の包括的な相談支援体制等を行うこども家庭センターを、令和6年4月1日までに設置できるように検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

施策の方向性を求めて決めていく上ですね、先ほどから申しておりますが、子供の参画や子供の意見を聴取していくことは重要と考えますけど、この点はいかがですか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、こども基本法第11条に子供の施策に対する子供等の意見の反映が規定されており、国や地方自治体は、子供の施策を策定、実施、評価するに当たって、子供や子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講じることとされました。芦屋町におきましては、年齢制限なく提出できますパブリックコメントや第5次芦屋町総合振興計画後期基本計画の策定に際しまして、中学生を対象としたアンケートなど子供の意見を反映させる措置を講じているわけではございますが、十分かというところではない部分はあるかと思っております。子供等の意見を反映させる措置につきましては、子供等にとってですね、身近なSNSを活用するなど様々な手法を検討していく必要があると考えております。

また、芦屋町子ども・子育て支援計画には、子供等からの意見聴取につきまして具体的な記載がない状況がございます。本計画がですね、令和6年度までの計画となっておりますので、計画の見直しに当たりましては子供等の意見の反映を盛り込んでいくことも必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

また、施策が6年度までになってますので、新たな計画が作成されるところでありますので、しっかりと盛り込んでもらいたいと思います。

最後にですね、町長に所信について伺います。

マニフェストでもございましたし、それから施政方針にも子ども・子育て支援について言及されてます。町長は「しっかりと取組を。」ということをおっしゃるので、この条例制定も含めて所信をお伺いいたします。町長お願いします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

町長にということでございますので、私が答弁をさせていただきます。

先ほど議員からもありましたとおり、令和5年4月1日にこども家庭庁が設置されました。同日にこども基本法が施行されたわけでございます。子ども・子育て政策につきましては国も第一歩を踏み出したばかりの状況であります。今後さらに大きく動き出すものと考えております。

議員御提案の子どもの権利条例の制定につきましては、条例を制定することで施策を確実に実施する根拠となること、施策の継続性の担保となること等、町独自の条例を制定する意義はあろうかと思えます。しかしながら、実効性のある真に意義ある条例を制定しなければいけないと考えるわけでございます。こども基本法が施行されたわけでございますが、芦屋町としましてはまず、子どもの権利、子ども・子育て支援の方向性等いま一度しっかり見定める時期であると考えております。このため、子どもの権利条例の制定も含め、調査研究のお時間をいただきたいと考えております。

なお、町の子ども・子育て支援につきましては議会初日の施政方針で説明させていただきましたが、私が掲げさせていただきましたマニフェスト、芦屋まちづくり戦略に子ども・子育て支援アップ戦略がございます。1つ1つの説明は省略させていただきますが、選挙を通じて住民の皆さんと交わした約束でございますので、町の実施計画に計上し、推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。御理解をいただきたいと思えます。

議員 7番 松岡 泉君

終わります。ありがとうございました。

○議長 内海 猛年君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。